相模原市監査委員公表第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、令和5年3月6日に実施した健康福祉局の財務監査の結果に基づき講じた措置の内容について、市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年3月27日

相模原市監査委員 髙 梨 邦 彦

同 橋 本 愼 一

同阿部善博

同 森 繁 之

1 監查対象事務

負担金、補助及び交付金の支出に関する事務

2 監査の日程

令和4年10月5日から令和5年3月6日まで

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和6年3月19日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果

措置の内容

イ その他の負担金、補助及び交付金 の支出に関する事務を調査したとこ ろ、次のような事例が見られた。

(ア) 福祉基盤課

当該補助金は概算払により支出 し精算処理を行っており、結果と して確定した補助金額と精算後の 額は同額であったことから補助金

令和4年10月5日から令和5年3 月6日にかけて実施された財務監査に おける指摘事項につきましては、次の とおり改善措置を講じました。

本事案につきましては、年度の切り 替わったタイミングで行う業務で、担 当者の変更等により事務引継が十分に 行われていなかったことについて、上 長の確認等の組織としての業務管理が 不十分であったことから、事務処理誤 りが生じてしまったものです。

御指摘のありました額確定通知書の記載金額誤りにつきましては、正当な金額を記載した額確定通知書を事業者に再送付いたしました。また、未処理となっていた他の10施設に係る実績報告書につきましては、交付決定の内容等に適合することを確認し、各事業者に額確定通知書を送付いたしました。

して確定した補助金額と精算後の 今回の事例を踏まえ、「補助事業完額は同額であったことから補助金 了後30日まで」としている実績報告

の返還は生じなかったが、本来、 実績報告書類の審査により補助事 業等の成果が補助金の交付の決定 の内容等に適合すると認めたとき に交付すべき正当な補助金の額が 確定するものであるから、実績報 告書類の審査及び額の確定を行わ なかったことは、不適正な事務処 理である。

今後は、補助金規則の関係諸規 定を再確認し、本補助事業におけ る適切な実績報告の手続時期の検 討や事務処理の確認体制の見直し を図るなど再発防止に取り組み、 適正に事務を執行されたい。

【福祉基盤課】

の提出期日について、「補助事業完了 後速やかに」とした上で、事業者の決 算確定時期等の事情により、やむを得 ず、実績報告の提出が翌年度となって しまう場合には、交付決定を行った年 度内に精算書による経費の執行の内訳 の報告を義務付ける旨を交付要綱に明 記することとし、令和6年度分の補助 金からの運用として、令和6年4月1 日付けで当該交付要綱を改正すること といたしました。

また、補助金交付等に係る事務処理 の確認体制につきましては、交付決定 や支払などの処理状況を確認する進捗 チェックリスト及び処理過程毎の確認 事項を取りまとめた事務点検チェック 表を作成し、担当者及び上長が随時チェックするよう見直しを図りました。

今後は、これらの取組を徹底し、再 発防止及び適正な事務の執行に努めて まいります。

【福祉基盤課】